



質問

理事長が理事会で決議した訴訟提起の原告となることを拒否した場合、副理事長がこれを代理することはできますか。

(相談概要)

ある管理組合の理事会では、長期滞納者Aに対し訴訟を提起し、滞納管理費等の支払いを請求することにしましたが、管理者である理事長が原告となることを頑なに拒否したため、副理事長の名をもって訴訟を提起することとしてもよいですか。

なお、当該マンションの規約には「副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。」旨規定されています。



回答

理事長の職務拒否は、規約の「理事長に事故があるとき」に該当しないでしょう。規約の定めは、病気や事故等で理事長の職務を行うことができない場合についての定めであり、その職務を拒否している場合を含むとする解釈には無理があるのではないのでしょうか。

理事長に事故があるときは副理事長がその職務を代理しますが、だからといって、(理事長に事故あるときに該当するか否かをひとまず置くとして)副理事長が管理者になるわけではありません。

したがって、副理事長個人が管理者として訴訟を提起することはできないと解するべきです。理事長に辞任してもらい、理事会で他の理事を理事長に選任したうえで、訴訟すべきです。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。